

寒川町告示第36号

寒川町下水道事業の業務に係る出納取扱金融機関の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第3項の規定に基づき、寒川町下水道事業の業務に係る公金の収納及び支出の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定する。

平成27年4月1日

寒川町長 木村 俊雄

出納取扱金融機関

神奈川県高座郡寒川町岡田246番地

さがみ農業協同組合 寒川支店